

マイナポイントが申し込める



マイナンバーカードの申請は

9月末までです!!

※9月末時点で申請済みのカードが、マイナポイントの申し込みの対象です。

マイナポイントとは？

マイナンバーカードを使って申し込むことで、最大20,000円分のポイントが付与されます。マイナポイントの付与にはマイナポイントの申し込み※1（ポイントが付与するキャッシュレス決済サービスの登録）、以下の条件を満たすことが必要です。

マイナンバーカードの
新規取得で※2

5,000円分

健康保険証の利用申込みで

7,500円分

公金口座の登録で

7,500円分



※1 マイナポイントの申し込みはスマートフォン、パソコン（カードリーダーが必要です）、またはお近くの手続きスポット（市区町村窓口、携帯電話ショップ、郵便局など。詳しくは総務省ホームページをご覧ください）でできます。

※2 ポイント付与率は25%で、付与上限は5,000円分です。過去にお申し込みされたことがある方は対象外です。



マイナンバーカードの作り方

① 申請書を用意する

★申請書がない場合は、**マイナンバーカード 郵便 Q**で検索。白紙の「申請書」、「専用封筒」がダウンロードできます。

★役場1階・税務住民課ではID、氏名、専用QRコードが入っている申請書を再発行しています。ご本人確認書類をお持ちください。

② 申請する

★スマートフォンで申請

「QRコード付き申請書」をお持ちの場合、スマートフォンで申請できます。写真をご用意の上、QRコードで読み取ってください。

★郵送で申請する

必要事項を記入のうえ、写真を貼り付けて専用封筒に入れ、郵送してください。

③ カードを受け取る

★マイナンバーカードができあがると、村から「はがき」が届きます。

①はがき、②本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの公的な書類は1点、健康保険証などは2点）、③通知カード、在留カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）をご用意のうえ、窓口で交付手続きを受けてください。

問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178【平日 午前9時30分～午後8時、土日祝 午前9時30分～午後5時30分】

受け取り

税務住民課住民保険係 ☎(288)3849【平日 午前8時30分～午後5時30分】